

寄付のお願い

謹啓

皆様におかれましては、益々清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はNPOぽぽハウスの活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。地域での関係が疎遠になっていくこの時代において、誰もが孤立することなく地域で心豊かに暮らしていくことが出来るよう、「誰もが『生きていてよかった』といえる街をつくりたい」との思いで活動を展開しています。お陰様で、微力ながらこれまで子どもから高齢者の皆様の地域での生活を支える取組が出来ております。

さて、NPOぽぽハウスの自主事業である子育て支援、地域活動支援は法人独自で企画運営する事業で、法律や条例で定められていないサービスを提供し皆様のニーズに応えていくとしますものです。

多様化するニーズに対応するため、その分、活動経費もかかっております。このため、寄付をお願いすることと致しました。寄付は、一口、三千円です。NPOぽぽハウスの活動の趣旨をご理解頂き、是非、寄付を賜れば幸いに存じます。出費多端な折から誠に申し訳ございませんが、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、NPOぽぽハウスは、寄付金に対する税制上の優遇措置(別紙)が受けられる団体となっております。何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

二〇二二年

認定特定非営利活動法人NPOぽぽハウス

理事長

若林重一

《税制上の優遇措置》
～内閣府ホームページより～

1. 個人の場合

- (1) 個人が認定 NPO 法人等に寄付をすると、所得税（国税）の計算において、寄付金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

①所得控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄付金の額の合計額－2 千円＝寄付金控除（所得控除）額

（注）寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

②税額控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

（寄付金の額の合計額－2 千円）×40%＝税額控除額

（注 1）寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

（注 2）税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度です。

- (2) 認定 NPO 法人等に対する寄付金のうち条例で指定されている寄付金や、NPO 法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄付金として条例で個別に指定されている寄付金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

（寄付金の額の合計額－2 千円）×10%＝税額控除額

（注 1）寄付金の額の合計額は、総所得金額の 30%相当額が限度です。

（注 2）条例で指定する寄付金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄付金は 4%
 - ・市区町村が指定した寄付金は 6%
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄付金の場合は 10%）

2. 法人の場合

特別損金算入限度額の適用について

法人が認定 NPO 法人等に寄付をすると、一般の NPO 法人に寄付した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

(1) 認定・特例認定 NPO 法人に対する寄付金に係る損金算入限度額

①資本がある法人 $(\text{期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

②資本がない法人 $\text{所得金額} \times 6.25\%$

(2) 一般の寄付金に係る損金算入限度額

①資本がある法人 $(\text{期末資本金の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

②資本がない法人 $\text{所得金額} \times 1.25\%$

※ 所得金額 = 所得金額 (当期純利益に税務調整をした額) + 寄付金の支出額